アスベスト等の有害物質を含む建築材を使用した建築物の解体について

石綿(アスベスト)を含む建築材料を使用した建築物の解体工事または改修工事を行おうとする者は、法令及び県条例により定められた届出を提出する必要があります。

人体や環境に大変な影響を及ぼす物質ですので、下記の内容を十分に理解し、届出を怠る ことのないようお願いします。

石綿を飛散させる原因となる建築材料を特定建築材料といい、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの)のことを指します。

特定建築材料の種類(石綿が質量の 0.1%を超えて含まれているもの)		
吹付けアスベスト	・石綿含有吹付けロックウール ・湿式石綿含有吹付け材	
	・石綿含有吹付けバーミキュライト ・石綿含有吹付けパーライト	
アスベスト含有保温材	・石綿含有けいそう土保温材 ・石綿含有けい酸カルシウム保温材	
	・石綿保温材 ・石綿含有吹付けバーミキュライト保温材 など	
アスベスト含有耐火被覆材	• 石綿含有耐火被覆材	
アスベスト含有断熱材	• 屋根用折板石綿断熱材 • 煙突用石綿断熱材	

なお、上記に該当しない、いわゆる石綿含有成形板等については、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしによる取り外しを行うなど、飛散防止に十分留意することが必要です。

下記に種類ごとの届出を分類していますので、申請の際に参考にして下さい。

飛散性アスベスト 上記の表に示される物	非飛散性アスベスト アスベスト含有成形材		アスベスト使用なし
規模要件なし (使用される場合全て)	床面積 80 ㎡未満	床面積 80 ㎡以上	床面積 1000 ㎡以上
建築物の解体・改修工事	建築物の解体工事		
大気汚染防止法に基づき 『特定粉じん排出作業等届』 を提出して下さい。 届出は発注者が行う (作業開始の 15 日前までに)	届出の必要は ありませんが、 飛散防止に努め てください。	『 特定工作 特を提出に を提出 届出に	造に関する条例に基づき 勿解体等工事実施届 』 出して下さい。 は受注者が行う 台の8日前までに)

届出先について

◎大気汚染防止法

特定粉じん排出作業等届の届出先

西播磨県民局環境課

赤穂郡上郡町光都 2-25 (Tel: 0791-58-2137)

◎環境の保全と創造に関する条例

特定工作物解体等工事実施届の届出先

【床面積が80㎡以上1000㎡未満の場合】 中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり建築第2課 姫路市北条1-98(Tel:079-281-9313)

【床面積が 1000 ㎡以上の場合】

宍粟市役所環境課

宍粟市山崎町中広瀬 133-6 (Tel: 0790-63-3506)

【注意】

平成 26 年より大気汚染防止法が改正され、解体工事に関する事前調査の結果説明が義務付けられました。工事の受注者は、当該工事が特定粉じん排出等作業に該当するか否かの調査結果および届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果を当該工事現場に※標識として掲示しなければなりません。

また、発注者はその説明を基に届出を提出する義務があります。改正以前は施工者が届出を行うこととなっていましたが、変更されましたので間違いのないようにして下さい。 ※標識は大きさが縦横 35 c m×40 c m以上で、吹付けアスベストは下地を黄色、非飛散性アスベストは下地を白色で作成して下さい。

【問合せ先】

央粟市 市民生活部 環境課

TEL:0790-63-3506 FAX:0790-63-3063

建築物の解体・改修工事のお知らせ

環境の保全と創造に関する条例に基づく基準に従い、石綿等粉じんの排出・飛散防止措置を講じて施工しています。

届出年月日	年 月 日 届出先 (TEL)
商号、名称又は 氏名	株式会社〇〇〇〇
法人である場合 の代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇
建築物の解体・ 改修工事の期間	年 月 日~ 年 月 日
作業期間及び作 業内容	年 月 日~ 年 月 日 (除去作業、封じ込め作業、囲い込み作業)
石綿粉じんの大 気中への排出・飛 散防止措置の概 要	^(例) 作業場所の隔離 湿潤措置、換気措置
連 絡 先	TEL: — — — 現場責任者:

※ 注 下地の色 吹付けアスベスト : **黄色**

非飛散性アスベスト : **白色**

大きさ 縦35cm以上 横40cm以上